

第5章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画

第1節 総 則

この計画は、日本海溝特措法第5条第2項の規程に基づき、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）について、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該推進地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

1 推進地域

日本海溝特措法第3条に基づき指定された本道の推進地域の区域は、次表のとおりである。

（令和4年10月3日 内閣府告示第99号）

函館市、室蘭市、釧路市、帯広市、網走市、苫小牧市、根室市、登別市、伊達市、北斗市、松前町、福島町、知内町、木古内町、鹿部町、森町、八雲町、長万部町、枝幸町、雄武町、豊浦町、壮瞥町、白老町、厚真町、洞爺湖町、むかわ町、日高町、平取町、新冠町、浦河町、様似町、えりも町、新ひだか町、音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、大樹町、広尾町、幕別町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町、釧路町、厚岸町、浜中町、標茶町、弟子屈町、鶴居村、白糠町、別海町、中標津町、標津町、羅臼町の62市町村。

推進地域のうち、日本海溝特措法第9条に基づき指定された本道の日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策特別強化地域（以下、「特別強化地域」という。）の区域は、次表のとおりである。

（令和4年10月3日 内閣府告示第100号）

函館市、室蘭市、釧路市、苫小牧市、根室市、登別市、伊達市、北斗市、松前町、福島町、知内町、木古内町、鹿部町、森町、八雲町、長万部町、豊浦町、白老町、厚真町、洞爺湖町、むかわ町、日高町、新冠町、浦河町、様似町、えりも町、新ひだか町、大樹町、広尾町、幕別町、豊頃町、浦幌町、釧路町、厚岸町、浜中町、白糠町、別海町、標津町、羅臼町の39市町。

2 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

本推進地域指定に伴う地震防災に関し、町、道、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び地域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱は、「第1章 第4節 計画の基本方針」の[防災関係機関等の処理すべき事務または業務の大綱]に定めるところによる。

第2節 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の特性

1 想定される日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の概要

日本海溝及び千島海溝沿いの領域では、プレート境界での地震、地殻内や沈み込むプレート内での地震等、マグニチュード（M）7からM8を超える巨大地震や、地震の揺れに比べ大きな津波を発生させる「津波地震」と呼ばれる地震まで、多種多様な地震が発生しており、幾度となく大きな被害を及ぼしてきた。

令和2年に国が公表した巨大地震モデルにおいて推定された最大クラスの津波断層モデルの地震の規模は、岩手県沖から北海道日高地方の沖合の日本海溝沿いの領域がMw9.1、襟裳岬から東の千島海溝沿いの領域ではMw9.3であり、いずれの領域においても、最大クラスの津波の発生が切迫している状況にあると考えられている。

2 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震による被害の特性

想定される日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震について、道が公表した津波浸水想定を基に、国が用いた手法を参考とし、浸水域内における時間帯別の人口動態等の状況など実態を反映させ、個別の市町村ごとに策定した被害想定（R4）等における被害の特性は、次のとおりである。

(1) 津波による被害

ア 津波による被害が揺れによる被害よりも甚大である。本道では、建物被害（全壊棟）は発生する時期・時間帯の違いによる差はなく、最大で千島海溝モデルでは約42,000棟、日本海溝モデルでは約130,000棟となる。

イ 人的被害は、冬の夕方方で早期避難者比率が低い場合（津波避難ビル等を考慮しない）に死者数が最大となり、千島海溝モデルで約106,000人、日本海溝モデルで約149,000人に及ぶ。

これは、人口が多い都市部では浸水域内に商工業施設等が多く、勤務通勤などのため昼から夕方に多くの人が浸水地域内に滞留し、冬は積雪により避難速度が下がることなどから、冬の夕方が最大死者数となるもの。

しかしながら、早期避難者比率が低い場合（20%）から早期避難者比率が高く（70%）、さらに津波情報の伝達や避難の呼びかけが効率的に行われ、指定された津波避難ビルを活用することで死者数は、千島海溝モデルでは54.7%減の48,000人、日本海溝モデルでは72.5%減の41,000人と推計される。

(2) 揺れに伴う被害

揺れに伴う本道での全壊棟被害は積雪荷重などの影響により冬の夕方が最大となり、千島海溝モデルは約6,200棟、日本海溝モデルは約120棟となり、人的被害は冬の深夜で早期避難意識が低い場合の死者数が約160人と最大になり、液状化や急傾斜地崩壊による全壊棟も約3,600棟を超える。

(3) 積雪・寒冷地による被害の拡大

地震の発生が冬期の場合には、避難路の凍結により避難が困難となり、被害が拡大するほか、積雪による屋根荷重による建物被害の拡大、冬期は火気使用量が増大することから、地震時の出火危険性が高く、火災被害の拡大が予測される。

中央防災会議の被害想定（R3）では、十勝沖・釧路沖の地震で、夏の昼に発生した場合の焼失棟数は約600棟であるのに対し、冬の夕方に発生した場合は約3,100棟となる。

(4) 長周期地震動による被害

2003年十勝沖地震の際、長周期地震動により、苫小牧で火災が発生している。日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震は、十勝沖地震と同等あるいはそれ以上に震源域が大きく、その地震動は長周期の成分が卓越し、継続時間も長いものと考えられる。

十勝平野の中でも帯広や十勝川河口部周辺などでは、厚い堆積層で覆われており、地盤の固有周期に応じた周期の長周期地震動の振幅は大きく、継続時間は長くなる。

また、震源域との位置関係や地盤の不規則な構造によって、さらに長周期地震動が増幅されるおそれがある。

第3節 関係者との連携協力の確保に関する事項

1 資機材、人員等の配備手配

(1) 物資の備蓄・調達

ア 町は、発災後適切な時期において、町が所有する公的備蓄量、幕別町商工会との協定等により調達可能な流通備蓄量、他の市町村との協定等による調達量について、主な品目別に確認し、その不足分を道に供給要請することができる。

このほか、物資調達については、「第2章 第5節 物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画」、「第3章 第13節 食料供給計画」、「同第14節 給水計画」及び「同15節 衣料、生活必需品等物資供給計画」に準ずる。

(2) 物資等の調達手配

ア 町は、地震発生後に行う災害応急対策に必要な物資、資機材（以下「物資等」という。）の確保を行う。

イ 町は道に対して町内の居住者、公私の団体（以下「居住者等」という。）及び観光客、つり客やドライバー等（以下「観光客等」という。）に対する応急救護及び地震発生後の被災者救護のため必要な物資等の供給の要請をすることができる。

(3) 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

ア 防災関係機関は、地震が発生した場合において、町防災計画（地震・津波防災計画編）に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、必要な資機材の点検、整備及び配備等の準備を行うものとする。

(4) 機関ごとの具体的な措置内容は、機関ごとに別に定める。

2 他機関に対する応援要請

(1) 町内で地震が発生した場合、町職員だけでは対応が不十分になるおそれがあるため、基本法やあらかじめ締結した協定等に基づき、近隣市町村、道や民間団体に対して防災活動の応援要請を行うものとする。

(2) 災害応急対策を実施するにあたって、行政機関の協力が必要と認められた場合、必要事項を明確にしたうえで、所定の手続きによって災害対策本部から応援協力を要請するものとする。

その他については、「第3章 第28節 広域応援計画及び同第29節 自衛隊派遣要請及び派遣活動画」に準ずる。

(3) 町は、災害が発生し、他の市町村や国、都道府県等から応援部隊等を受け入れることになった場合に備え、平常時から関係機関と協議し、活動拠点の確保等受け入れ体制を確保するように努めるものとする。

第4節 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

町は、海溝型地震を含む地震による津波からの防護及び避難の確保について、本計画に定める。

1 津波からの防護

町は、必要に応じ防災行政無線等の整備の方針及び計画を定めるものとする。このほか、津波からの防護のための施設の整備等については、「第2章 第2節 地震・津波に強いまちづくり推進計画」及び「第2章 第10節 津波災害予防計画」に準ずる。

2 津波に関する情報の伝達等

津波に関する情報の伝達に関する基本的事項及び関係者の連絡体制は、第2章第10節「津波災害予防計画」及び第3章第2節「地震・津波情報伝達計画」に準じるほか、次の事項にも配慮する。

- (1) 町は、居住者等及び観光客等並びに防災関係機関に対し、津波に関する情報を正確かつ広範に伝達するものとする。また、外国人や聴覚障がい者、視覚障がい者等にも的確に伝わること等に配慮するものとする。
- (2) 居住者等及び観光客等は、強い地震（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、自ら津波に対する警戒体制をとり、テレビ・ラジオからの津波に関する情報の入手や道及び市町村等による津波に関する情報の伝達を受け、必要に応じた迅速な避難行動に備えるよう努めるものとする。
- (3) 町は、道等から津波警報等の伝達を受けた場合は、速やかにその内容に応じた適切な措置を講ずるとともに、居住者等及び観光客並びに防災関係機関に対し必要な情報を周知徹底するものとし、休日・夜間等の勤務時間外や停電時の対応を含め、的確な伝達体制を整備するものとする。
- (4) 町及び防災関係機関は、管轄区域内の被害状況を迅速・確実に把握するための情報収集の経路及びその方法を点検し、災害情報収集伝達訓練等を通じて、被災状況により通常使用している情報伝達網が寸断される可能性があることを考慮し円滑な情報伝達体制を整備するものとする。

3 地域住民等の避難行動等

町は、避難対象地区の住民等が、津波襲来時に的確な避難を行うことができるよう次のとおり取り組むこととする。

(1) 避難対象地区の指定

ア 町は、過去の津波被害の履歴や道等が作成した津波浸水予測図又は津波浸水想定区域図における浸水する陸域の範囲等を基本として、海溝型地震が発生した場合において、津波により避難が必要になることが想定される地区（以下「避難対象地区」という。）を指定するものとする。

イ 道は、あらゆる可能性により想定される津波の高さ、到達時間、浸水域を調査し、津波浸水予想図又は津波浸水想定区域図を作成・公開するなどして、町による避難対象地区の指定をはじめとする避難対策を支援、住民への浸水被害状況の周知などをするものとする。

(2) 避難の確保

ア 避難計画の作成

町は、道の津波避難計画策定指針を参考に、これまでの津波対策を点検し、必要に応じて新たに津波避難計画や地域防災計画（地震・津波防災計画編）の策定に取り組むとともに、主に次の事項に留意して自主防災組織等の育成を通じて避難体制の確立に努めるものとする。

また、要配慮者を速やかに避難誘導するため、地域住民、自主防災組織、関係団体、福祉事業者等の協力を得ながら、平常時より情報伝達体制の整備、要配慮者に関する情報の把握・共有、要配慮者ごとの具体的な個別避難計画の作成等の避難誘導体制の整備に努めるものとする。

- (ア) 地区の範囲
- (イ) 想定される危険（浸水域）の範囲
- (ウ) 津波からの避難場所（屋内、屋外の種別）
- (エ) 指定緊急避難場所に至る経路
- (オ) 避難の指示の伝達方法
- (カ) 避難場所にある設備、物資等及び避難場所において行われる救護の措置等
- (キ) その他避難に関する注意事項（集団避難、防火、防犯、持出品、服装、車の使用禁止等）

イ 町は、津波に関する被害想定や避難に関する情報等を視覚的に表したハザードマップを作成し、住民への周知に努めるものとする。

ウ 町は、指定緊急避難場所として利用可能な道路盛土等の活用について検討し、活用できる場合には、道路管理者等の協力を得つつ、避難路・避難階段の整備に努めるものとする。

エ 避難対象地区の居住者等は、避難地、避難路、避難方法及び家族との連絡方法等を平常時から確認しておき、津波が来襲した場合の備えに万全を期するよう努めるものとする。

オ 避難のための指示

(ア) 町長

- ① 町長は、津波警報が発表された場合又は海面監視により異常現象が発見された場合、忠類晩成地域の住民等に対して、直ちに退避し、安全な場所に避難するよう指示を行う。地震発生後、報道機関から津波警報が放送されたときも、同様の措置をとるものとする。
また、津波来襲が切迫している場合にあっては、必要に応じ最寄りの高所に緊急避難するよう指示するものとする。
- ② 町は、強い地震（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、忠類晩成地域の住民等に対し、テレビ・ラジオの聴取等警戒体制をとるよう周知するものとし、町長は、必要と認める場合には、直ちに安全な場所に避難するよう指示を行うものとする。
- ③ 避難の指示等は、災害の状況及び地域の実情に応じ、防災行政無線（戸別受信機を含む。）、北海道防災情報システム、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等あらゆる伝達手段を活用して、対象地域の住民等に迅速かつ的確に伝達する。

(イ) 知事

知事は、地震発生時に、当該災害の発生により町長が避難のための指示に関する措置ができない場合は、町長に代わってこれらの措置を実施する。

(ウ) 警察官

町長から要請があったとき又は町長が避難の指示をすることができないと認めるときは、避難の指示等を行うものとし、その場合、直ちにその旨を町長に通知するものとする。通知を受けた町長は、その旨を十勝総合振興局長に報告する。

警察官は天災等により危険な事態が発生し、特に急を要する場合は、危害を受けるおそれのある者を避難させるものとする。

(エ) 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官

天災等により危険な事態が発生し、特に急を要する場合において、警察官がその場にはいないときは、危害を受けるおそれのある者を避難させるものとする。

カ 避難の指示の発令

町長は、次の点に留意し、発令基準を定め、上記オにより、適切に避難の指示を行うものとする。

(ア) 道又は法令に基づく機関から津波警報の伝達を受けた場合及び報道機関の放送等により津波警報の発表を認知した場合

(イ) 強い地震（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときで、必要と認めるとき

(ウ) その他異常現象を発見した場合等、住民の生命、身体に被害が及ぶおそれがあると判断される状況に至ったとき

キ 避難場所の指定

(ア) 町は、耐震性に配慮し、原則として要配慮者の保護のために必要に応じて行う屋内避難に使用する建物を定めるものとする。

(イ) 町は、高台への避難に相当な時間を要する平野部などにおける避難場所の指定に当たっては、耐震性・耐浪性や浸水深に配慮したうえで建築物を避難場所に指定する人工高台の整備等を進めるものとする。

ク 避難場所の維持・運営

(ア) 町は、避難場所を開設した場合は、当該避難場所に必要な設備及び資機材の配備、食料等生活必需品の調達、確保並びに職員の派遣を行うものとする。

(イ) 町は、避難場所への津波警報等の情報の提供、特に冬期における避難時の低体温症対策として、防寒機能を備えた避難場所等の確保、暖房器具・燃料等の備蓄、温かい食事を提供できる体制の構築など、避難生活環境の確保について配慮するものとする。

(ウ) 避難した居住者等は、自主防災組織等の単位ごとに互いに協力しつつ、避難場所の運営に協力する。

(3) 避難場所における救護

避難場所での救護に当たっては、次の点に留意するものとする。

ア 町が避難場所において避難者に対し実施する救護の内容は次のとおりとする。

- (ア) 収容施設への収容
- (イ) 飲料水、主要食糧及び毛布の供給
- (ウ) その他必要な措置

イ 町はアに掲げる救護に必要な物資、資機材の調達及び確保を図るため、次の措置をとるものとする。

- (ア) 流通在庫の引き渡し等の要請
- (イ) 道に対し道及び他の市町村が備蓄している物資等の供給要請
- (ウ) その他必要な措置

(4) 要配慮者の避難支援

他人の支援を要する者に対しては、支援を行う者の避難に要する時間に配慮しつつ、次の点に留意するものとする。

ア 町は、あらかじめ避難行動要支援者名簿を作成し、避難行動要支援者の把握に努めるものとする。

イ 津波の発生のおそれにより、町長より避難の指示が行われたときは、アに掲げる者の避難場所までの避難支援は、原則として本人の親族又は本人が属する消防団・自主防災組織があたるものとし、町は、自主防災組織を通じて避難支援に必要な資機材の提供その他の援助を行うものとする。

ウ 海溝型地震が発生した場合、町はアに掲げる者を収容する施設のうち自ら管理するものについて、収容者等に対し必要な救護を行うものとする。

(5) 避難誘導等

ア 地域の自主防災組織及び施設又は事業所の自衛消防組織は、避難指示等があったときは、あらかじめ定めた避難計画及び町災害対策本部の指示に従い、住民、従業員、入場者等の避難誘導のため必要な措置をとるものとする。

イ 町は、あらかじめ関係事業者と協議して、外国人、出張者等に対する避難誘導等の対応について定めるものとする。

ウ 町は、避難経路の除雪・防雪・凍結防止のため必要な措置を講ずるものとする。

エ 町は、災害救助法の適用となる避難対策について、適切な対応を行うものとする。

(6) 意識の普及啓発等

町は、地域住民等が、「自らの命は自らが守る」という早期避難への意識を持ち、その意識を持続的に共有し、津波来襲時に円滑かつ迅速な避難を行うことができるよう、必要に応じて冬期の課題に配慮された内容により、ハザードマップや津波避難計画を作成・変更し、津波避難に関

する意識啓発のための方策を実施するものとする。

このほか、避難対策等については、「第2章 第8節 避難体制整備計画、同第9節 要配慮者対策計画、同第10節 津波災害予防計画、同第16節 積雪・寒冷対策計画、第3章第5節 避難対策計画、同第8節 津波災害応急対策計画、同9節 災害警備計画に準ずる。

4 消防機関等の活動

(1) 町の措置

町は、消防機関及び水防団が津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、次の事項を重点としてその対策を定めるものとする。

ア 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達

イ 津波からの避難誘導

ウ 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する支援

エ 津波到達予想時間等を考慮した退避ルールの確立

(2) 水防管理団体等の措置

海溝型地震が発生した場合は、水防管理団体等は、次のような措置をとるものとする。

ア 所管区域内の監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡通知

イ 水門、閘門及び防潮扉の操作又は操作の準備並びに人員の配置

ウ 水防資機材の点検、整備、配備

5 水道、電気、ガス、通信、放送関係

(1) 水道

水道事業の管理者等は、地域住民等の津波からの円滑な避難を確保するため、水道管の破損等による二次災害を軽減させるための措置を実施するものとする。

(2) 電気

ア 津波警報等の伝達や夜間の避難時の照明の確保等に加え、冬期の医療施設や避難所等での防寒対策及び夏期の熱中症対策に重要であることを踏まえ、優先的に電力を必要とする重要施設をあらかじめ選定し、電力事業者と共有する。

イ 指定公共機関北海道電力株式会社及び北海道電力ネットワーク株式会社が行う火災等の二次災害防止に必要な利用者によるブレーカーを切る操作等の措置に関する広報、重要施設への電力供給のための体制確保、優先復旧の手順の作成等の措置は、別に定めるところによる。

(3) ガス

指定地方公共機関北海道ガス株式会社などガス事業者が行う利用者によるガス栓の閉止等、火災等の二次災害の防止のために必要な対応に関する広報等の措置は、別に定めるところによる。

(4) 通信

ア 電気通信事業者は、津波警報等の情報を確実に伝達するために必要な通信を確保するため、電源の確保（非常用電源を含む）、地震発生後の輻輳等の対策を実施するものとする。

イ 指定公共機関東日本電信電話株式会社北海道支店、同株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ北海道支社が行う電源の確保、通信手段の多重化・多様化に係る対策、地震発生後の輻輳対策等、災害用伝言ダイヤル等の安否確認手段の普及方策等の措置は、別に定めるところによる。

(5) 放送

ア 放送事業者は、放送が居住者等及び観光客等への情報の正確かつ迅速な伝達のために不可欠なものであるため、津波に対する避難が必要な地域の居住者等及び観光客等に対しては、強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、津波警報が発表される前であっても津波に対する注意喚起に努めるとともに、津波警報等の正確かつ迅速な報道に努めるものとする。

イ 放送事業者は、道、町及び防災関係機関と協力して、被害に関する情報、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、津波に関する情報等、居住者等及び観光客等が津波からの円滑な避難を行うために必要な情報の提供に努めるよう留意するものとする。

ウ 放送事業者は、地震・津波等に伴う避難指示等について町から放送の依頼があった場合には、放送を通じた避難指示等の情報伝達に努めるものとする。

エ 放送事業者は、発災後も円滑に放送を継続し、津波警報等を報道できるようあらかじめ、必要な要員の配置、施設等の緊急点検その他の被災防災措置を講ずるものとする。

オ 指定公共機関日本放送協会札幌放送局が行う措置は、別に定めるところによる。

カ 指定地方公共機関北海道放送株式会社、同札幌テレビ放送株式会社、同北海道テレビ株式会社、同北海道文化放送株式会社、同株式会社テレビ北海道、同株式会社エフエム北海道、同株式会社エフエムノースウェーブが行う措置は、別に定めるところによる。

(6) 応急復旧等

このほか、水道、電気、ガス、通信、放送に関する施設の応急復旧等については、「第3章 第17節 生活関連施設対策計画」に準ずる。

6 交通対策

(1) 道路

ア 北海道警察及び道路管理者は、津波の来襲により危険度が高いと予想される区間及び避難路として使用が予定されている区間についての交通規制の内容を、住民の安全確保を最優先するよう、相互に協議、連携し、広域的な整合性に配慮しつつ定めるとともに、事前の周知措置を講ずるものとする。

イ 冬期においては、緊急輸送道路や避難所へのアクセス道路等の除雪体制を優先的に確保する対策を講ずるものとする。

(2) 交通応急対策等

このほか、地震・津波の発生に伴う交通応急対策等については、「第3章 第8節 津波災害応急対策計画、同第9節 災害警備計画及び同第10節 交通応急対策計画」に準ずる。

7 町自らが管理等を行う施設等に関する対策

町が管理する晩成牧場の津波対策に対する管理上の措置はおおむね次のとおりである。

(1) 津波情報等の入場者等への伝達

ア 来場者が円滑な避難行動をとり得るよう情報の適切な伝達方法を考える等の措置を講ずること。

イ 避難場所や避難経路、避難対象地区、交通規制状況その他必要な情報を併せて伝達するよう努めること。

(2) 入場者等の避難のための措置

(3) 防災行政無線、テレビ、ラジオなど情報を入手するための機器の整備

(4) 防災訓練並びに地震防災上必要な教育及び広報

第5節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

町は、海溝型地震を含む地震防災上、緊急に整備すべき施設等の整備については、本計画に定める。

1 整備方針

- (1) 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備については、おおむね五箇年を目途として行うものとし、具体的な事業計画は、地震防災対策特別措置法に基づく地震防災緊急事業五箇年計画及び日本海溝特措法を踏まえ作成し、推進するものとする。
- (2) 町は、施設等の整備の推進について、地震防災緊急事業五箇年計画及び日本海溝特措法を基本に、その必要性及び緊急度に従い、年次計画を作成し、実施できるよう努める。
- (3) 施設等の整備に当たっては、ソフト対策とハード対策を組み合わせた効果的な対策の実施に配慮して行うものとする。
- (4) 施設等の整備を行うに当たっては、交通、通信その他積雪寒冷地域における地震防災上必要な機能が確保されるよう配慮して行うものである。
- (5) 具体的な事業施行等に当たっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう整備の順序及び方法について考慮するものとする。

2 建築物の耐震化

- (1) 町は、耐震改修促進計画において設定された建築物の耐震改修等の具体的な目標を設定し、既存建築物の耐震診断・耐震改修を促進する施策を積極的に推進する。
- (2) 町は、防災拠点や学校など公共施設の耐震診断を速やかに行い、その結果を公表するとともに、施設の耐震性の向上を図る。
- (3) 防災関係機関及び多数の者が使用する施設、並びに学校及び医療機関等の応急対策上重要な施設管理者は、耐震性の確保に積極的に努めるとともに、指定緊急避難場所・指定避難所に指定されている施設については、あらかじめ必要な諸機能の整備に努める。

3 ライフライン施設等の耐震化

- (1) 町及び防災関係機関は、主要な道路、鉄道等の基幹的な交通施設等の整備に当たって、耐震性の強化や多重性・代替性を考慮した耐震設計やネットワークの充実に努める。
- (2) 町及び防災関係機関は、主要な通信施設等の整備に当たって、耐震性の確保に配慮し、耐震設計やネットワークの充実に努める。
- (3) 町及び防災関係機関及びライフライン事業者は、上下水道、工業用水道、電気、ガス、電話等のライフライン施設及び灌漑用水、営農飲雑用水等のライフライン代替施設の機能の確保を図るため、主要施設の耐震化、震災後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等に努める。
- (4) 町及び防災関係機関は、関係機関と密接な連携をとりつつ、ライフライン共同収容施設としての共同溝、電線共同溝等の整備等に努める。

4 長周期地震動への対応等

- (1) 町は、国、関係機関による長周期地震動に関する理論的研究及び長大構造物に及ぼす影響に対する専門的な調査研究の成果等を踏まえ、長周期地震動対策の検討、推進を図る。
- (2) このほか、建築物、構造物等の耐震化の推進については、「第2章 第2節 地震に強いまちづくり推進計画及び同第13節 建築物等災害予防計画」に準ずる。

第6節 防災訓練計画

町は、住民及び自主防災組織等との協調体制の強化を目的として、海溝型地震を想定した防災訓練計画については、本計画に定める。

1 町及び防災関係機関における防災訓練の実施

- (1) 町及び防災関係機関は、地震防災対策推進計画の熟知、関係機関相互の連携、住民及び自主防災組織等との協調体制の強化を目的として、海溝型地震を想定した防災訓練を実施するものとする。
- (2) (1)の防災訓練は、原則年1回以上実施、また、避難行動に支障をきたすと考えられる冬期にも訓練を行うことを配慮するものとする。
- (3) (1)の防災訓練は、地震発生から津波来襲までの円滑な津波避難、後発地震への注意を促す情報等が発信された場合の情報伝達、その他の災害応急対策を中心とする。
- (4) 町は、道、防災関係機関及び住民等の参加を得て行う防災総合訓練を実施するほか、町、防災関係機関と連携して津波警報等伝達訓練など、地域の実情に合わせて、次のような具体的かつ実践的な訓練を行うものとする。

ア 動員訓練及び本部運営訓練

イ 津波警報等の情報訓練、伝達訓練

ウ 警備及び交通規制訓練

エ 要配慮者、滞留旅客等に対する避難誘導訓練

オ 災害の発生状況、避難指示、自主避難による各指定緊急避難場所等への避難者の人数等について、迅速かつ的確に道及び防災関係機関に伝達する訓練

- (5) 防災訓練の実施に当たっては、訓練にシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努めることとする。
- (6) 防災訓練は、逐年その訓練内容を高度かつ実践的なものとするよう努めるものとする。
このほか、防災訓練の実施については、「第2章 災害予防計画 第4節 防災訓練計画」に準ずる。

第7節 地震防災上必要な教育及び広報に関する事項

町は、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して推進する地震防災上必要な教育及び広報等に関する計画は、本計画に定める。

1 職員等に対する防災教育

- (1) 町及び防災関係機関は、災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を行うものとする。
- (2) 職員に対する防災教育は、本部に係る各班の所掌事務等を踏まえ各部局、各機関ごとに行うものとし、その内容は少なくとも次の事項を含むものとする。

ア 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識

イ 地震・津波に関する一般的な知識

ウ 後発地震への注意を促す情報が発信された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識

エ 後発地震への注意を促す情報が発信された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割

オ 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識

カ 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対策として今後取り組む必要のある課題

キ 後発地震への注意を促す情報の内容及びこれに基づきとられる措置の内容

ク 家庭内での地震防災対策の内容

ケ 要配慮者に関する知識

2 住民等に対する教育・広報

- (1) 教育・広報は、地域の実態等に応じて地域単位、職場単位等で行うものとし、その内容は、少なくとも次の事項を含むものとする。

ア 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識

イ 地震・津波に関する一般的な知識

ウ 後発地震への注意を促す情報の内容及びこれに基づきとられる措置の内容

エ 後発地震への注意を促す情報が発信された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合の出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、自動車運転の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識

オ 正確な情報の入手方法

カ 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容

キ 各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識

ク 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識

ケ 避難生活に関する知識

コ 地域住民等自らが実施し得る、最低でも3日間分、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法

サ 住居の耐震診断と必要な耐震改修の実施

シ 要配慮者に関する知識

ス 防寒具等の冬季における避難の際の非常持出品

- (2) 町及び防災関係機関は、住民が緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動を含め、緊急地震速報について普及・啓発に努めるものとする。
- (3) 教育・広報の方法として、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせ、より具体的な手法により、自助努力を促し地域防災力の向上を図ることも留意しながら、実践的な教育・広報を行うものとする。

3 児童・生徒等に対する教育・広報

学校においては、児童生徒等に対し、次の事項に配慮して学年等に応じた実践的な教育を行うものとする。

- (1) 過去の地震及び津波災害の実態
- (2) 地震や津波の発生のしくみと危険性
- (3) 地震や津波に対する身の守り方と心構え
- (4) 地域における地震・津波防災の取り組み等

4 防災上重要な施設の管理者に対する教育・広報

町は、防災上重要な施設の管理者に対する研修の実施に配慮するものとし、防災上重要な施設の管理者は、道、町が実施する研修に参加するよう努めるものとする。

5 自動車運転者に対する教育・広報

町及び北海道公安委員会（帯広警察署）は、自動車運転者がとるべき措置について、教育・広報に努めるものとする。

6 相談窓口の設置等

町は、地震防災対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨、周知徹底を図るものとする。

このほか、地震防災上必要な教育及び広報については、「第2章 第1節 住民の心得及び同第3節 地震・津波に関する防災知識の普及・啓発」に準ずる。

第8節 地域防災力の向上に関する計画

海溝型地震では、広域かつ甚大な被害が発生するおそれがあり、地域の被害状況によっては、地震発生直後の応急対策活動に時間を要する可能性もあることから、「自らの身の安全は自らが守る」という防災の原点に立って、住民自ら可能な防災対策を実践することに加え、地域住民、事業所、自主防災組織等の参加・連携による地域防災力の向上については、本計画に定める。

1 住民の防災対策

- (1) 住民は、家庭又は職場等において、個人又は共同で、人命の安全を第一として混乱の防止に留意しつつ、地震災害による被害の発生を最小限にとどめるために必要な措置をとるものとする。
- (2) 住民は、平常時より地震・津波に対する備えを心がけ、地震防災に関わる研修や訓練等への参加などを通じて、実践的な災害対応能力を身につけるよう努めるものとする。
- (3) 平常時及び地震発生時の住民の心得等については、「第2章 第1節 住民の心得」による。

2 自主防災組織の育成等

- (1) 住民は、地域の自主防災組織に積極的に参加し、地域の防災に寄与するよう努めるものとする。
- (2) 町は、地域ごとの自主防災組織の設置及び育成に努め、地域住民が一致団結して、初期消火活動の実施、要配慮者の避難誘導等の防災活動が効果的に行われるよう協力体制の確立を図る。
- (3) このほか、自主防災組織の育成等については、「第2章 第7節 自主防災組織の育成等に関する計画」に準ずる。

3 事業所等の防災対策

- (1) 事業所を営む企業は、災害時に企業の果たす役割（従業員・顧客等の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献、地域との共生）を十分に認識し、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定等を実施するなどの防災活動の推進に努めるものとする。
- (2) 基本計画で定められた区域において、法令に定める不特定多数の者が出入りする施設、危険物取扱施設等の施設又は事業を管理・運営する事業者は、対策計画に基づき、町、防災関係機関及び地域住民等との連携にも配慮し、防災対策を実施するものとする。
- (3) 多数の者が利用し、又は従事する施設並びに危険物を取り扱う事業所において、自衛消防組織が法令により義務付けられている一定の事業所については、消防関係法令の周知徹底を図るとともに、防災要員等の資質の向上に努めるものとする。
また、その他の事業所についても、自主的な防災組織の設置、育成等を図り、積極的な防災体制の整備、強化に努めるものとする。

第9節 後発地震への注意を促す情報が発信された場合にとるべき防災対応に関する事項

日本海溝・千島海溝沿いでは、Mw7.0以上の地震が発生した後、数日程度の短い期間において、Mw 8クラス以上の地震が続いて発生するなど、後発地震が発生した事例もあることから、実際に後発地震が発生する確率は低いものの、巨大地震が発生した際の甚大な被害を少しでも軽減するため、国からの「北海道・三陸沖後発地震注意情報」の発信を受け、道及び町から地域住民に対して注意を促すものとする。

1 後発地震への注意を促す情報等の伝達、町の災害に関する組織等の設置等

(1) 後発地震への注意を促す情報の伝達

道から後発地震への注意を促す情報その他これらに関連する情報や後発地震に対して注意する措置等（以下「後発地震への注意を促す情報等」という。）の伝達を受けた際は、次の事項にも配慮する。

ア 防災行政無線や緊急速報メール等の活用、地域の自主消防組織やその他の公共的団体等の協力による伝達手段の多重化に努め、可能な限り短い時間内において正確かつ広範囲に伝達を行うものとする。

イ 地域住民等に対する後発地震への注意を促す情報等の伝達を行う際には、具体的にとるべき行動を併せて示すこと等に配慮するものとする。

ウ 状況の変化等に応じて、後発地震への注意を促す情報等を逐次伝達するために必要な措置を講ずるとともに、地域住民等が正確に理解できる平明な表現を用いて、反復継続して行うよう努めるものとする。

エ 外国人等の特に配慮を要する者に対する情報伝達については、外国語放送等様々な周知手段を活用するよう務めるものとする。

(2) 町の災害に関する組織等の設置

災害対策本部等の設置運営方法その他の事項については、「第3章第1節 応急活動体制」に準ずる。

2 後発地震への注意を促す情報等が発信された後の周知

道及び町は、地域住民等に冷静な対応を呼びかけるとともに、後発地震への注意を促す情報等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報等、地域住民等に密接に関係のある事項について周知するものとする。

3 災害応急対策をとるべき期間等

道及び町は、後発地震への注意を促す情報の発信に至った地震の発生から1週間、後発地震に対して注意する措置を講ずる。

4 町のとるべき措置

町は、後発地震への注意を促す情報等が発信された場合において、地域住民に対し、日頃からの地震への備えの再確認や、円滑かつ迅速な避難をするための備え等の防止対策をとる旨を呼びかける。

また、日頃からの地震への備えを再確認するとともに、施設・設備等の点検等により円滑かつ迅速な避難を確保するよう備える。